

## 第43回生駒市情報公開及び個人情報保護運営審議会会議録

日 時 平成27年6月3日（水）17時00分～18時10分

場 所 生駒市役所 302会議室

### 【出席者（敬称略）】

[委 員] 下村敏博、風間規男、谷中重紀、出口隆司、池田健二、天野良子、遠藤茂弘、寒川昇

[実施機関] 情報政策課長：尾山隆啓、同情報システム係長：小北敦志

[実施機関及び事務局]

企画財政部長：今井正徳、総務課長：奥村直幸、同課長補佐：吉本直樹

同課情報統計係長：田中隆、同主査：藤嶋真人

### 【配付資料】

- 1 会議次第
- 2 資料1 「社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）」導入に伴い、実施機関の個人情報を処理する電子計算機が実施機関以外の者が管理する電子計算機等と通信回線を用いて結合することについて（情報政策課）
- 3 資料2 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（番号法）に伴う「生駒市個人情報保護条例」の一部改正（予定）並びに「特定個人情報保護評価」に係る第三者点検について（総務課）
- 4 平成26年度 生駒市の情報公開・個人情報保護制度運用状況報告書

### 1. 報告案件

- (1) 「社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）」導入に伴い、実施機関の個人情報を処理する電子計算機が実施機関以外の者が管理する電子計算機等と通信回線を用いて結合することについて（情報政策課）

マイナンバー制度は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤（インフラ）である。

平成27年10月に住民票を有する方に12桁のマイナンバー（個人番号）が通知されることになり、平成28年1月からは社会保障、税、災害対策の行政手続にマイナンバーが必要となる。

地方公共団体は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（マイナンバー法）の第5条において、「個人番号その他の特定個人情報の取扱いの適正を確保するために必要な措置を講ずるとともに、個人番号及び法人番号の利用に関し、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を実施する」ことが責務として定められており、行政手続の簡素化や効率化を実現するため、国が構築する「情報提供ネットワークシステム」を通じて他の団体と情報連携を行うこととなる。

「情報提供ネットワークシステム」は、本市の電子計算機と他市町村の電子計算機とをLGWAN（総合行政ネットワーク）を介して接続し、情報連携を行うものである。

なお、本案件の情報提供ネットワークシステムと接続して行う利用事務、独自利用事務は今後マイナンバー制度実施に伴い増加すると考えられるが、生駒市個人情報保護条例第10条の規定により、本審議会の意見を聴くこととされている事項について、平成19年12月14日付けの『個人情報保護制度の実施に関する事項についての（答申）』である、包括的諮問事項の類型Ⅰ及びⅡに該当するため、報告案件とさせていただき事務局から報告があった。

質疑では情報提供ネットワークシステムで取り扱う個人情報や接続に関しての技術的、人的セキュリティの安全性などについて実施機関から説明があった。

審議の結果、報告案件として処理することを了承した。

- (2) 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（番号法）に伴う「生駒市個人情報保護条例」の一部改正（予定）並びに「特定個人情報保護評価」に係る第三者点検について（総務課）

① 「生駒市個人情報保護条例」の一部改正（予定）について

番号法により、個人番号をその内容に含む個人情報である「特定個人情報」は、従来の個人情報よりもさらに厳格な保護措置を講じる必要があり、また、同法第29条で「(情報提供等記録を除く)特定個人情報」、同法第30条で「情報提供等記録」について、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」の読替規定を定めているため、番号法の趣旨に沿って、「生駒市個人情報保護条例」の一部改正を行うものである。また、個人情報保護条例の一部改正に伴い、同条例の附則に、「生駒市情報公開及び個人情報保護審査会条例」の一部改正について規定するものである。なお、条例改正案について6月議会に上程する予定となっている。

② 「特定個人情報保護評価」に係る第三者点検について

番号法第27条で「特定個人情報保護評価」について、また、同法第36条で設置されている特定個人情報保護委員会が作成した「特定個人情報保護評価指針」には、「特定個人情報保護評価書」として、「基礎項目評価書」・「重点項目評価書」・「全項目評価書」の3つが規定されている。そのうち、「全項目評価書」については、「住民等の意見聴取を実施し、第三者点検を行った後、特定個人情報保護委員会に提出し、公表すること」となっている。この第三者点検は、同指針において、「個人情報審議会等による点検が原則」とされている。

このことから、生駒市情報公開及び個人情報保護運営審議会条例第2条（所掌事務）に規定されている、実施機関の諮問に応じて審議し、答申する「重要事項」に、この「全項目評価書」の諮問も含まれていると解釈し、今回「生駒市情報公開及び個人情報保護運営審議会条例」の一部改正は行わなかった。

なお、生駒市において特定個人情報保護評価を行った結果、現段階においては、「全項目評価書」に該当するものはない。よって、実施機関による諮問はないが、今後、各実施機関から「全項目評価書」に係る諮問がある場合には、審議会での点検を実施し、審議及び答申することを確認した。

質疑では特定個人情報保護評価に係る第三者点検の内容、番号法に伴う生駒市個人情報保護条例及び生駒市情報公開及び個人情報保護審査会条例の改正点のポイントについて、実施機関から説

明があった。また、今回の案件が諮問でなく報告である件について事務局から説明があった。今後の案件の取扱いについて整理していくことを確認した。

審議の結果、報告案件として処理することを了承した。

2. 平成26年度 生駒市の情報公開・個人情報保護制度運用状況報告書について事務局から報告があった。

3. その他

なし

[会議録]

会議録については、「案」ができ次第委員へ送付する。

閉会